

「介護サービス情報の公表制度について」

～平成21年度からの変更事項等～

1 介護サービス情報の公表制度の現状

(1)情報の公表の仕組み

(2)平成20年度は、下記の13の同類型サービス区分で35サービス（細分ベース）が対象。

- ①訪問介護、介護予防訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（以上有料老人ホーム）
- ⑧特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（以上軽費老人ホーム）
- ⑨福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑩居宅介護支援
- ⑪介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

(3)同類型サービスの一体的な報告・調査

同類型サービスを一体的に実施している事業所の報告・調査については、主たるサービスと同類型のサービスを同時に報告・調査し、調査確認については原則として主たるサービスについてのみ行なう。

(4)同類型サービス提供事業所等にかかる手数料の設定

同類型の複数サービスを一体的に実施している事業所について同時に調査・公表する場合にかかる調査手数料、公表手数料は、1サービス分の手数料とする。

(5)未報告事業所等への対応

未報告事業所等については、まず公表センター及び大阪府から督促。介護保険法の制度上、報告等を行うよう命令することができ、この命令に従わなかった場合、指定等の取消、効力停止等の処分の対象となることがある。

2 平成21年度からの変更点（現時点で国から示されている考え方など）

(1)対象サービスの追加・同類型サービスの組合せ（予定）

平成21年度から認知症対応型共同生活介護等15サービス（細分ベース）が追加され、完全施行となる予定。

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防

福祉用具販売

- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ⑬ 居宅介護支援
 - ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
 - ⑯ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ※ 二重下線部が平成21年度追加サービス
- ※※介護予防支援、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は制度の対象とならない予定

(2) 外部評価制度と情報公表制度の関係

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービスでは指定基準に基づいて年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用される予定。

(3) 訪問調査体制の効率化

調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、調査員1名以上とする。

(4) 調査方法の簡素化

マニュアルや規程の有無の確認については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降はあらためて現物の確認は行なわない。

(5) 調査手数料の改定予定（条例改正を提案中）

公表手数料	8,000円⇒	8,000円（据置き）
調査手数料	35,000円⇒	<u>25,000円</u> （予定）
合計	43,000円⇒	<u>33,000円</u> （予定）

(6) 平成21年度の公表計画、スケジュール

WEB方式で報告・公表を行うための公表システムは国が作製しているが、この作業が遅れているため、府における21年度の訪問調査は例年より遅れる見込みであり、20年度の年間計画と同様の時期に21年度の訪問調査を行うことは難しい状況。

2 1 年度訪問調査における留意点

—指定調査機関—

(1) 20 年度からの継続事項

①同類系サービスの一体的報告・調査

同類系サービスを一体的に提供している事業所の報告・調査は、原則として主たるサービスについて行うこととし、その他のサービスについては主たるサービスの調査をもって調査を行ったものとみなす。

②「該当なし」欄の取扱い

事業所としての取組自体がない場合に「該当なし」となるものであり、事業所としての取組自体はあるものの、当該報告に係る調査の対象期間内に該当する事例が生じていない場合については、「なし」に記載する。

③「その他」欄の記載

あらかじめ記載されている確認のための材料はないが、確認事項及び確認のための材料の内容を踏まえて、それ以外の他の材料で確認事項が確認できる場合に記載する。

④遡り確認項目

- ・大項目Ⅰ 中項目1 サービス提供開始時における措置
- ・「該当事例なし」欄の削除、変更（平成 20 年度）に伴うもの など

(2) 21 年度からの変更事項

①訪問調査体制の効率化

原則として、1 サービスについて調査員 1 名により調査を行う。

②調査方法の簡素化

マニュアルや規程の有無の確認を行う「確認のための材料」において、初年度にその存在が既に確認されている場合は、次年度以降はあらためて現物の確認は行わない。

③調査項目の変更

確認項目「利用者及びその家族の個人情報の利用目的の変更時には、利用者に対する通知又は公表を行っている。」（全サービス共通）

→ 削除